

令和6年11月11日

北九州市小倉北区役所

報道機関 各位

小倉イルミネーションに係る器物損壊事案について

1 経緯

令和6年11月9日（土）11時00分頃、紫川河畔を巡回していた関係者が、小倉イルミネーション装飾のため、河畔の並木の足元に設置していたパーライト1個が損壊させられていることを発見。直ちに現場を確認し同日付で警察に被害届を提出したものを。

2 被害状況

紫川河畔（州浜広場付近）の並木の根元に設置していたパーライト1個が損壊

〈パーライトの仕様等〉

寸法：縦20cm、横30cm程度 重量：約5kg程度 金額：13.2万円（税込）



損壊したパーライト



パーライト設置箇所



（参考：正常なパーライト（同型））

3 今後の対応について

小倉北警察署に付近の巡回強化を依頼

【お問い合わせ】

小倉北区役所総務企画課

（担当：白石、大庭）

電話：093-582-3335